

第5管理期間令和4管理年度以降の配分の基本的考え方

	基本的考え方	都道府県ごとの配分	留保等の配分				
			配慮すべき事項	資源評価に用いるデータへの配慮	未利用分の繰越しの取扱い		
小型魚	<p>WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))を基本として、近年の漁獲実績(平均漁獲実績)を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。</p> <p><u>大型魚について、令和3管理年度までの配分量が、WCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はWCPFCの基準年(2002-04年(平成14-16年))の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。</u></p>	<p>漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2010-12年(平成22-24年)を基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・留保は、まき網漁業の配分量から捻出(250トン) <u>されているが、我が国の漁獲枠の超過リスクが低減していることから、100トン程度を国が保持する小型魚の留保とする。</u> ・<u>過去の沿岸漁業等の漁獲枠の超過数量と比較して国の留保の数量が多くないことから、超過リスクを考慮すれば、留保の数量がさらに増えなければ留保枠から配分することは困難継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能量をシフトさせることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替える場合に適用される1.47倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量400トン以上を目指す。</u> ・<u>国の留保する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う</u> 	<p>一部地域のひき縄漁業(加入量の指標算出に使用)に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分</p>	<p>資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができる</p>	<p>我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保</p> <p>この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行う</p>	<p>小型魚は沿岸漁業を優先して配分</p>
大型魚		<p>漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2015-17年(平成27-29年)の4月から翌年3月の漁獲実績を基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>我が国の漁獲枠の超過リスクを考慮し、漁獲枠の調整で発生した数量(留保)に加え、大臣管理量、知事管理量とも実績に基づく配分量から約1割を留保</u> ・<u>管理体制が整うまでの当分の間は漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う</u> ・都道府県の直近3か年の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分 ・配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分 ・混獲が想定される漁業種類(かじき等流し網漁業)に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分 ・<u>小型魚から大型魚に漁獲可能量を振替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分</u> ・<u>我が国の漁獲枠の超過リスク及び遊漁による採捕量を一定程度考慮し、100トン程度を国が保持する大型魚の留保とする</u> 	<p>はえ縄漁業(近海かつお・まぐろ漁業)-(親魚資源量の指標算出に使用)に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分</p>		<p>大型魚は沿岸漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を優先して配分</p>	